

[改正 平成30.6.19 厚生労働省令第75号(抜粋)]

## (事業者の責務)

第1条 事業者は、酸素欠乏症等を防止するため、作業方法の確立、作業環境の整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## (作業環境測定等)

第3条 事業者は、令第21条第9号に掲げる作業場について、その日の作業を開始する前に、当該作業場における空気中の酸素(第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、酸素及び硫化水素)の濃度を測定しなければならない。

## (測定器具)

第4条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、前条第1項の規定による測定を行うため必要な測定器具を備え、又は容易に利用できるような措置を講じておかなければならない。

## (換気)

第5条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合は、当該作業を行う場所の空気中の酸素の濃度を18%以上(第2種酸素欠乏危険作業に係る作業場にあつては、空気中の酸素の濃度を18%以上、かつ、硫化水素の濃度を10ppm以下)に保つように換気しなければならない。ただし、爆発、酸化等を防止するため換気することができない場合又は作業の性質上換気することが著しく困難な場合は、この限りでない。

2 事業者は、前項の規定により換気するときは、純酸素を使用してはならない。

## (保護具の使用等)

第5条の2 事業者は、前条第1項ただし書の場合においては、同時に就業する労働者の人数と同数以上の空気呼吸器等(空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスクをいう。以下同じ。)を備え、労働者にこれを使用させなければならない。

2 労働者は、前項の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

## (要求性能墜落制止用器具等)

第6条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合で、労働者が酸素欠乏症等にかかる転落するおそれのあるときは、労働者に要求性能墜落制止用器具(労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号。以下「安衛則」という。)第百三十条の五第一項に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。)その他の命綱(以下「要求性能墜落制止用器具等」という。)を使用させなければならない。

2 事業者は、前項の場合において、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければならない。

3 労働者は、第1項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

## (保護具等の点検)

第7条 事業者は、第5条の2第1項の規定により空気呼吸器等を使用させ、又は前条第1項の規定により要求性能墜落制止用器具等を使用させて酸素欠乏危険作業に労働者を従事させる場合には、その日の作業を開始する前に、当該空気呼吸器等又は当該要求性能墜落制止用器具等及び前条第2項の設備等を点検し、異常を認めたときは、直ちに補修し、又は取り替えなければならない。

## (避難用具等)

第15条 事業者は、酸素欠乏危険作業に労働者を従事させるときは、空気呼吸器等、はしご、織維ロープ等非常の場合に労働者を避難させ、又は救出するため必要な用具(以下「避難用具等」という。)を備えなければならない。

2 第7条の規定は、前項の避難用具等について準用する。

## (救出時の空気呼吸器等の使用)

第16条 事業者は、酸素欠乏症等にかかる労働者を酸素欠乏等の場所において救出する作業に労働者を従事させるときは、当該救出作業に従事する労働者に空気呼吸器等を使用させなければならない。

2 労働者は、前項の場合において、空気呼吸器等の使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

## 下水管路等内作業における硫化水素中毒防止対策の徹底について

- 作業の性質上十分に換気を行うことが困難な場合は、作業者に空気呼吸器等(空気呼吸器、酸素呼吸器又は送気マスク)を着用させること。[厚生労働省通達 令和7年8月8日 基安労発0808第3号(抜粋)]
- 下水の流況の確認、管路内の硫化水素や酸素濃度の測定・換気、転落防止の安全帯等の保護具使用、緊急時救出用の呼吸器等の準備など、下水管路内の作業環境を踏まえた作業者の基本的な安全確保対策の徹底[国土交通省通達 令和7年8月4日「下水管路等内作業における安全確保の徹底について」(抜粋)]
- 外部から攪拌できない場合には、濃度測定の結果が基準値以下であっても、適切な呼吸用保護具を着用させ、作業員を入孔させること[国土交通省通達 令和7年8月4日「下水管路等内作業における安全確保の徹底について(その2)」(抜粋)]

## JIS T 8150:2021「呼吸用保護具の選択、使用及び保守管理方法」

## [7.2 選択手順 - フローチャート]

酸素濃度18%未満の環境では、全面形面体をもつ指定防護係数1,000以上であって、妥当性評価(ADE ASM)<sup>\*1</sup>を満たす給気式呼吸用保護具を使用してください。

## 酸素濃度18%未満の環境

全面形面体をもつ送気マスク  
製品例 ●HM-12-1(全面形面体:CS-1)  
●AL-4N(全面形面体:CS-1)  
●Z-AL

酸素濃度18%未満のIDLH<sup>\*3</sup>環境

全面形面体をもつ複合式エアラインマスク  
製品例 ●Z-AL-CMPA

## 全面形面体をもつ自給式呼吸器

製品例 ●ライフゼムシリーズ(プレッシャーデマンド形)  
●オキシゼム-11

## \*1 妥当性評価(ADE ASM:Adequacy assessment)

有害性評価<sup>\*2</sup>を実施した後に、吸入ばく露を許容範囲に低減する防護係数をもつ呼吸用保護具を特定する作業

## \*2 有害性評価(HAZ ASM:Hazard assessment)

酸素欠乏、汚染レベル、IDLH<sup>\*3</sup>などの有害の性質を特定する作業

## \*3 短時間ばく露で生命・健康に危険がある状態(IDLH:Immediately dangerous to life or health)

生命に対する差し迫った脅威があり、不可逆な健康への悪影響を生じさせる、又は危険から避難するための個人の能力を減退させる環境

●改良のため仕様の一部を予告なく変更することがあります。 ●カタログと実際の製品の色とは、印刷の関係で多少異なる場合があります。

 株式会社重松製作所  
SHIGEMATSU WORKS CO., LTD.

[www.sts-japan.com](http://www.sts-japan.com)

本社 〒114-0024 東京都北区西ケ原1-26-1 TEL 03(6903)7525(代表)

札幌 011(743)6001 横浜 045(314)0921 倉敷 086(450)2221  
仙台 022(235)7733 上越 025(545)4350 広島 082(871)5510  
熊谷 048(529)7566 名古屋 052(682)4798 新居浜 0897(33)8666  
東京 03(3915)8081 大阪 06(6953)8521 福岡 092(431)1265  
千葉 043(301)3004 姫路 079(267)6788

# 酸素欠乏症等防止用 保護具・機器



## 酸素濃度18%未満のIDLH<sup>\*1</sup>環境

### 自給式呼吸器



活動しやすい構造!

高圧空気容器[別売]  
530CIII  
スリムなサイズで  
マンホール内への  
侵入も可能!

エア・ウォーター防災 製

#### ライフゼムX-1

JIS T 8155:2014適合品

- 着用者に空気を供給する機能を背面の背板内に配置したことで、身体の前面に機器が無く、活動性が向上しました。
- ライフゼムX-1のRX面体は、複数の球面を組合せたアイピースを採用し、ゆがみのない広い視野を実現しました。
- 昏倒警報装置 X Alert<sup>\*2</sup>搭載可能です。

\*2 昏倒警報装置 X Alert<sup>\*2</sup>とは、着用者の動きを内部のセンサーで感知して、着用者が昏倒した場合、胸元と背面のLEDと警報音で周囲に助けを求めることが出来ます。

\*3 ビジュラートIIとは、ポンベ残圧表示機能搭載HUD(情報表示装置)です。



ポンベは  
こちら

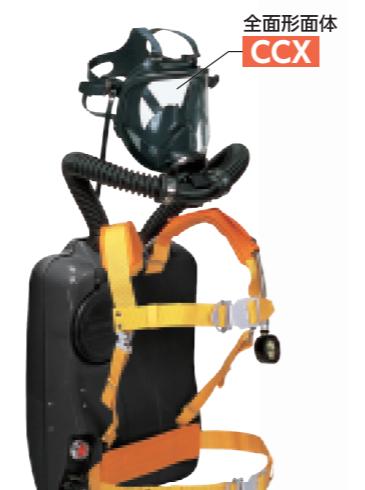


エア・ウォーター防災 製

#### ライフゼムA1-12

JIS T 8155:2014適合品

- ACT/ハーネス採用  
高圧空気容器(ポンベ)の背負い位置を極限まで身体に近づけ、コンパクト化を実現しました。
- 上下・回転・前後する3つの動きで、身体の負担を軽減します。
- ビジュラートII<sup>\*3</sup>搭載可能です。
- 視界が広いCX面体3サイズ(S, M, L)



エア・ウォーター防災 製

#### 定量・デマンド併用式循環式酸素呼吸器

#### OXY GEM-11

オキシゼム11

JIS M 7601:2001適合品

- 吸気温度を下げる冷却装置を標準装備しています。(冷媒:水)
- 長時間型  
公称使用時間: 150分
- ビジュラートII<sup>\*3</sup>搭載可能です。

\*1 IDLHについては、裏面の※3 参照

### 送気マスク

#### エアラインホースを切り離しての脱出も可能



エア・ウォーター防災 製

#### プレッシャーデマンド形複合式エアラインマスク

#### Z-AL-CMPA

- エア供給源の自動切り替え  
通常は、プレッシャーデマンド形エアラインマスクとして使用します。エアライン供給圧力が0.2MPaになると、自動的に、緊急脱出用ポンベからのエア供給に切り替わります。
- 軽量小型の緊急脱出用ポンベ付(約1.4 kg, 使用可能時間:約5分)  
[使用時間は呼吸量35 L/minの場合、満充てん圧力19.6 MPa]

## 化学防護服

着用例



空気呼吸器  
[別売]

インナー手袋  
として使用可

アンセル 製

## 化学防護手袋

薬品取扱い  
作業に



58-435

JIS T 8116:2005適合品  
●ニトリル製 裏地:コットン(吹付け加工)

02-100

JIS T 8116:2005適合品  
●LLDPE製(直鎖低密度ポリエチレン)

## 化学防護長靴



RS-2

JIS T 8117:2005適合品  
●踏み抜き防止板入り、滑り止め強化  
●天然ゴム 製

## 酸素濃度18%未満の環境

### 送気マスク



エア・ウォーター防災 製

#### プレッシャーデマンド形エアラインマスク

#### Z-AL

- 自動陽圧タイプ。
- 圧力低下アラーム付。
- 約0.3 MPa以下になるとホイッスルで警報を発します。

\*4 ランヤード[別売]を取付けると、墜落制止用器具胴ベルト型として使用できます。



エア・ウォーター防災 製

#### 一定流量形エアラインマスク

#### AL-4Nシリーズ

JIS T 8153:2023適合品

- 面体、フェイスシールド、フード及びホースの長さが選べます。
- 4人まで同時に使用できます。
- 空気清浄装置を併用してください。



エア・ウォーター防災 製

#### 電動送風機形ホースマスク

#### HM-12-1シリーズ

JIS T 8153:2023適合品

- 4段变速切換ノッチで、風量調節ができます。
- 4人まで同時に使用できます。
- 空気オーバーフロー方式、1人で使用した場合でも、モーターが焼き付きません。

## 全面形面体専用矯正めがね



近視用

#### CG1

- 近視用レンズ  
12種類あります。

## 矯正めがねレンズ取り付け枠



乱視・遠視・近視用

- ※レンズは含まれません。

#### GG-CS

- 全面形面体専用の  
レンズ枠です。  
(CS・CX面体用)

## 墜落制止用器具

使用可能な質量 130kg

ランヤード(タイプ1)  
第一種ショックアブソーバ付

使用可能な質量 130kg

サンコー 製

HL-HS-130型

●全長1,550 mm、約700 g

使用可能な質量 130kg

サンコー 製

EH3DN-10A型

- 胸ベルト幅 45 mm、約1,030 g
- ショックアブソーバー付きのランヤード[別売]を併用ください。

●胸ベルト幅 45 mm、約1,030 g

サンコー 製

HL-HW-130型

- 全長1,550 mm、約1,280 g

## 検知器



マルチガス検知器

#### GX-3R

- W58 × H65 × D26 mm、約100 g
- 4成分同時検知  
(酸素・硫化水素・一酸化炭素・可燃性ガス)



マルチ型ガス検知器

#### XA-4000IIシリーズ

- W70 × H72 × D26 mm、約130 g
- 4成分同時検知  
(酸素・硫化水素・一酸化炭素・可燃性ガス)



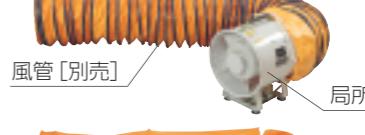
マルチガスモニター

#### MX4シリーズ

- 拡散式: W58 × H103 × D30 mm、約182 g
- 吸引式: W67 × H172 × D66 mm、約380 g
- 1～4成分を選択可能  
(酸素・硫化水素・一酸化炭素・可燃性ガス)

## 局部送排風機・風管(換気用)

●吸気/排気型換気の両方に使用可。  
●風管の生地は、防災製品認定品。



局所送排風機 販売元: 谷沢製作所

#### ウインママ WM-TD



谷沢製作所 製

#### スパイラル式風管(S型)